

議案第34号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

令和6年11月27日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（教育委員会の決裁事項）</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（18） （略）</p> <p><u>（19）</u> （略）</p>	<p>（教育委員会の決裁事項）</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（18） （略）</p> <p><u>（19） 附属機関の委員の委嘱及び解嘱に関すること。</u></p> <p><u>（20）</u> （略）</p>

附 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行する。